はじめに

社会福祉法人　全国盲ろう者協会

　この調査は、平成２６年４月現在において全国で行われている「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」、「盲ろう者向け通訳・介助員養成事業」及びその他の盲ろう者向け関連事業の実施状況について調査したものです。また、調査対象は、これらの事業を各都道府県（政令指定都市、中核市を含む。以下同じ）から受託している、派遣事務所や盲ろう者友の会などです。

　この調査の中心となる「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」は、平成２１年度から全ての都道府県で実施されるようになり、平成２５年度からは障害者総合支援法に定める都道府県地域生活支援事業の「必須事業」となりました。

　しかしながら、この調査でも明らかなように、具体的な事業の実施内容については、都道府県間で大きな格差が生じています。

　障害者総合支援法の附則では、施行後３年（平成２８年４月）を目途として、「意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」など、様々な課題に関して見直しのための検討を行うこととされていますが、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」における都道府県間の格差の問題などについても、この中で、十分な検討が行われることが期待されます。

　本調査報告書が、このような見直し検討の一助となるとともに、全国各地で盲ろう者支援のための様々な活動に従事しておられる皆様方のお役に立てれば幸いです。